

基安労発 0627 第 2 号
平成 26 年 6 月 27 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契印省略)

粉じん作業用機器の取扱説明書等への防じんマスク使用の必要性
その他粉じん障害防止に関する事項等の記載について

第 8 次粉じん障害防止総合対策については、平成 25 年 2 月 19 日付け基発 0219 第 2 号をもって通達したところであるが、今般、同通達の別紙 1 第 4 の 2 本省の実施事項の (1) 製造事業者団体等に対する要請の実施に基づき、別添のとおり、グラインダー、アーク溶接機等の製造業者団体等に対し、取扱説明書等に防じんマスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する事項等を記載するよう要請したので了知されたい。

基安労発第 0627 第 1 号の 1
平成 26 年 6 月 27 日

一般社団法人 日本産業機械工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

粉じん作業用機器の取扱説明書等への防じんマスク使用の必要性
その他粉じん障害防止に関する事項等の記載について

粉じん作業用機器メーカーに対する粉じん防止対策に係る指導については、昭和 56 年 9 月 25 日付け基安発第 18 号により、貴会員の粉じん作業用機器メーカーに対して、粉じん作業用機器について、できる限り粉じん発散の防止・抑制を図ることや、これら機器を販売する場合、使用説明書、カタログ等に粉じん障害防止規則の趣旨を盛り込む等により、事業者として講じなければならぬ事項をユーザーに周知させることについて、御指導いただいたところ です。

今般、労働安全衛生法の一部改正により、特に粉じん濃度が高く
なる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き
呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加したことや、平成
24 年 4 月から機械の譲渡・提供時に残留リスク等の情報を文書によ
り通知することが努力義務とされたこと、平成 25 年 2 月に第 8 次
粉じん障害防止総合対策が策定され、アーク溶接作業と岩石等の裁
断等作業や金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策を重点事項
として定めるとともに、電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨を
図ったことに加えて、平成 26 年 7 月 31 日から屋外における岩石・
鉦物の研磨・ばり取り作業について有効な呼吸用保護具の着用を義
務付けたことなどを踏まえ、貴会会員の粉じん作業用機器メーカ
ーに対し、粉じん作業用機器を販売する際、取扱説明書等に防じん
マスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する事項を記載す
ることや、電動ファン付き呼吸用保護具の着用が義務付けられて
いる特定の作業以外の作業においても電動ファン付き呼吸用保護
具を着用することが望ましいことを記載することについても、御指
導いただきます。

基安労発第 0627 第 1 号の 2
平成 26 年 6 月 27 日

一般社団法人 日本鑄造協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

粉じん作業用機器の取扱説明書等への防じんマスク使用の必要性
その他粉じん障害防止に関する事項等の記載について

粉じん作業用機器メーカーに対する粉じん防止対策に係る指導については、昭和 56 年 9 月 25 日付け基安発第 18 号の 2 により、貴会員の粉じん作業用機器メーカーに対して、粉じん作業用機器について、できる限り粉じん発散の防止・抑制を図ることや、これら機器を販売する場合、使用説明書、カタログ等に粉じん障害防止規則の趣旨を盛り込む等により、事業者として講じなければならぬ事項をユーザーに周知させることについて、御指導いただいたところで

今般、労働安全衛生法の一部改正により、特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加したことや、平成 24 年 4 月から機械の譲渡・提供時に残留リスク等の情報を文書により通知することが努力義務とされたこと、平成 25 年 2 月に第 8 次粉じん障害防止総合対策が策定され、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業や金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策を重点事項として定めるとともに、電動ファン付き呼吸用保護具の使用を奨励を図ったことに加えて、平成 26 年 7 月 31 日から屋外における岩石・鉞物の研磨・ばり取り作業について有効な呼吸用保護具の着用を義務付けたことなどを踏まえ、貴会会員の粉じん作業用機器メーカーに対し、鑄造機械を販売する際、取扱説明書等に防じんマスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する事項を記載することや、電動ファン付き呼吸用保護具の着用が義務付けられている特定の作業以外のおいも電動ファン付き呼吸用保護具を着用することが望ましいことを記載することについても、御指導いただくようお願いいたします。

一般社団法人 日本粉体工業技術協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

粉じん作業用機器の取扱説明書等への防じんマスク使用の必要性
その他粉じん障害防止に関する事項等の記載について

粉じん作業用機器メーカーに対する粉じん防止対策に係る指導については、昭和 56 年 9 月 25 日付け基安発第 18 号の 3 により、貴会員の粉じん作業用機器メーカーに対して、粉じん作業用機器について、できる限り粉じん発散の防止・抑制を図ることや、これら機器を販売する場合、使用説明書、カタログ等に粉じん障害防止規則の趣旨を盛り込む等により、事業者として講じなければならぬ事項をユーザーに周知させることについて、御指導いただいたところで

今般、労働安全衛生法の一部改正により、特に粉じん濃度が高く、なる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加したことや、平成 24 年 4 月から機械の譲渡・提供時に残留リスク等の情報を文書により通知することが努力義務とされたこと、平成 25 年 2 月に第 8 次粉じん障害防止総合対策が策定され、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業や金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策を重点事項として定めるとともに、電動ファン付き呼吸用保護具の使用を奨励を図ったことに加えて、平成 26 年 7 月 31 日から屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業について有効な呼吸用保護具の着用を義務付けたことなどを踏まえ、貴会会員の粉じん作業用機器メーカーに対し、粉じん作業用機器を販売する際、取扱説明書等に防じんマスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する事項を記載することや、電動ファン付き呼吸用保護具の着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においても電動ファン付き呼吸用保護具を着用することが望ましいことを記載することについても、御指導いた

一般社団法人 日本溶接協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

粉じん作業用機器の取扱説明書等への防じんマスク使用の必要性
その他粉じん障害防止に関する事項等の記載について

粉じん障害の防止に関しては、平成 25 年 2 月 19 日付け基発 0219 第 3 号により、貴団体に対し、第 8 次粉じん障害防止総合対策を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知とともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段の御配慮をお願いしたところではあります。

今般、労働安全衛生法の一部改正により、特に粉じん濃度が高く、なる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加したことや、平成 24 年 4 月から機械の譲渡・提供時に残留リスク等の情報を文書により通知することが努力義務とされたこと、本総合対策ではあく溶接作業と岩石等の裁断等作業や金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策を重点事項として定めるとともに、電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨を図ったことに加えて、平成 26 年 7 月 31 日から屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業について有効な呼吸用保護具の着用を義務付けたことなどを踏まえ、貴会会員の粉じん作業用機器メーカーに対し、あく溶接機等を販売する際、取扱説明書等に防じんマスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する事項を記載することや、電動ファン付き呼吸用保護具の着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においても電動ファン付き呼吸用保護具を着用することが望ましいことを記載することについても、御指導をいただきたいと思います。

基安労発第 0627 第 1 号の 5
平成 26 年 6 月 27 日

一般社団法人 日本電機工業会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長

粉じん作業用機器の取扱説明書等への防じんマスク使用の必要性
その他粉じん障害防止に関する事項等の記載について

粉じん障害の防止に関しては、平成 25 年 2 月 19 日付け基発 0219 第 3 号により、貴団体に対し、第 8 次粉じん障害防止総合対策を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知とともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段の御配慮をお願いしたところではあります。

今般、労働安全衛生法の一部改正により、特に粉じん濃度が高く、なる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加したことや、平成 24 年 4 月から機械の譲渡・提供時に残留リスク等の情報を文書により通知することが努力義務とされたこと、本総合対策ではあく溶接作業と岩石等の裁断等作業や金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策を重点事項として定めるとともに、電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨を図ったことに加えて、平成 26 年 7 月 31 日から屋外における岩石・鉱物の研磨・ばり取り作業について有効な呼吸用保護具の着用を義務付けたことなどを踏まえ、貴会会員の粉じん作業用機器メーカーに対し、グラインダ一等を販売する際、取扱説明書等に防じんマスク使用の必要性その他粉じん障害防止に関する事項を記載することや、電動ファン付き呼吸用保護具の着用が義務付けられている特定の作業以外の作業においても電動ファン付き呼吸用保護具を着用することが望ましいことを記載することについても、御指導をいただきたいと思います。